

## はじめに

羽曳野市市民公益活動促進協議会において検討して参りました「(仮称)はびきの市民公益活動センターの整備」に関する報告書がまとまりました。

羽曳野市では、平成 16 年に羽曳野市民活動推進検討会議が提言書を出し、それをうけて行政職員による検討が重ねられました。その結果、市民公益活動をより円滑に促進していくための場の必要性が指摘されました。本協議会では、そのような場として「(仮称)はびきの市民公益活動センター」の設置を具体化するため、センターの目的、役割、機能を議論し、運営の方向性について検討しました。今後は、最終章に示しておりますように、センターの場所や運営組織などより具体的な項目を検討する「(仮称)はびきの市民公益活動センター設立準備委員会」を速やかに設置し、センターの開設を実現していただきたいと思います。

現代社会は、高齢社会、少子社会、格差社会、安心・安全が脅かされている社会など、様々に描写され、環境、人権、平和、防災など、解決すべき問題も増えるばかりです。完全な解決は困難ですし、安易に対処して済むものでもありません。優先順位もつけられません。まずは、現状を根本から問い直し、多様な市民が、多様な発想で、互いに語り合いながら、行政や企業と協働し、多様な活動を展開することが必要ではないでしょうか。1995 年の阪神・淡路大震災以来、多くの市民が、まちづくり、医療、福祉などわれわれの日常生活全般にわたる様々な問題に取り組んでいます。こうした市民公益活動は、問題への対処だけではなく、私たちのあり方を問い直す場にもなります。自分がそこに居合わせ、何か行動すると相手から応答がある。実は、この単純なことは私たちの存在の根源でもあります。何に役立つのかという視点から、人や活動を評価することに専心しがちな市場原理主義とは一線を画す場です。そこに市民公益活動の意義を見たいと思います。

幸い、ここ羽曳野にも多様な問題に取り組む多様な人々がおられます。そうした皆様が展開されている活動をより充実したものへと展開していける場が必要だと思います。一方、生活に疑問を感じ、何か活動に参加したいと思っておられてもその機会がないという住民もいらっしゃるでしょう。参加のきっかけとなる場も必要になります。さらに、声を上げたくても、声を上げることに様々な障壁を感じられる住民がいらっしゃることを忘れてはなりません。様々な機会を設け、声にならない声に耳を傾けられるような落ち着いた場が必要です。本報告書には、一人一人の声を大切に、そして、羽曳野市全体を視野に入れた活動を展開していくための場としてのセンターが提案されています。

私事になりますが、羽曳野市の市民活動推進には、最初の会議から参加させていただきました。あの頃、委員の皆様と熱く議論したことがいよいよ形になっていく見通しが立ち、感慨深いものがあります。今回の協議会も、本会議での活発な議論はもとより、先行事例の視察、分科会の開催、文書による提案の提出など、委員の皆様の市民公益活動に対する並々ならぬ熱意と、それを形へと導くために力を惜しまれなかった事務局との共同作業の場となりました。本報告書は、いわばホップステップジャンプのステップにあたるものです。いよいよジャンプの時期。この報告書のスピリットが活かされることを心より願っております。

羽曳野市市民公益活動促進協議会  
会長 渥 美 公 秀

## 1 設置の目的

センターは、市民公益活動の拠点として、市民公益活動の活性化や市民公益活動と行政との協働を進めながら、市民ニーズに対応したサービスの提供や、さまざまな課題解決を図っていくことを目的とします。センターでの、市民と市民の出会いを通じて、明るく住みよい生きがいのある市民生活のできるまちづくりをめざします。

市民公益活動・市民公益活動団体の定義（羽曳野市市民公益活動推進基本方針より）

### 市民公益活動

市民の自主的な参加によって行われる自発的・自立的な活動であり、その活動は公益性及び非営利性、継続性を有し、市民にひらかれたものであること。

ただし、政治、宗教を主たる目的とする活動は除く。

### 市民公益活動団体

「市民公益活動」を組織的に行う民間団体。

羽曳野市には、福祉、青少年健全育成、文化振興、消費者問題、国際交流、まちづくり、人権問題などのさまざまな分野で市民の力により「市民公益活動」が行われまちづくりが進められています。

活動の形態は、特定非営利活動法人やボランティア団体、地域の団体など、団体の形態も多様ですが、センターでは、これらの団体の「公益活動」を支え、伸ばしていきます。

公益的、非営利な活動には概ね次のものがあります。（特定非営利活動促進法より）

保健、医療又は福祉の増進を図る活動                      社会教育の推進を図る活動

まちづくりの推進を図る活動

学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

環境の保全を図る活動                      災害救援活動                      地域安全活動

人権の擁護又は平和の推進を図る活動                      国際協力の活動

男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

子どもの健全育成を図る活動    情報化社会の発展を図る活動

科学技術の振興を図る活動    経済活動の活性化を図る活動

職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

消費者の保護を図る活動

前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2	役割
---	----

センターは、次の役割を担います。

(1)市民公益活動を高める

地域の課題解決や価値を創造していく力である市民力を高めることが羽曳野市の「力」になると考えます。センターでは、この市民力を高めるため、市民が市民公益活動に携わるきっかけの提供や、既に活動している市民公益活動団体の日常活動を支援・促進します。

(2)市民公益活動をつなぐ

羽曳野市では、さまざまな分野の多様な市民公益活動が行われていますが、分野を超えて総合的に支える機関はありません。拡がりある充実した市民公益活動の展開や市民の課題の解決には、市民・市民公益活動団体・事業者・行政などが知恵や経験を持ち寄り、より良い関係のもとで連携、協力して取り組むことが必要です。センターでは、市民・市民公益活動団体・事業者・行政などが持っている力を引き出して連携する事業を積極的に行うなど、羽曳野市の市民公益活動をつなぐ拠点の役割を果たします。

(3)市民公益活動を発展させる

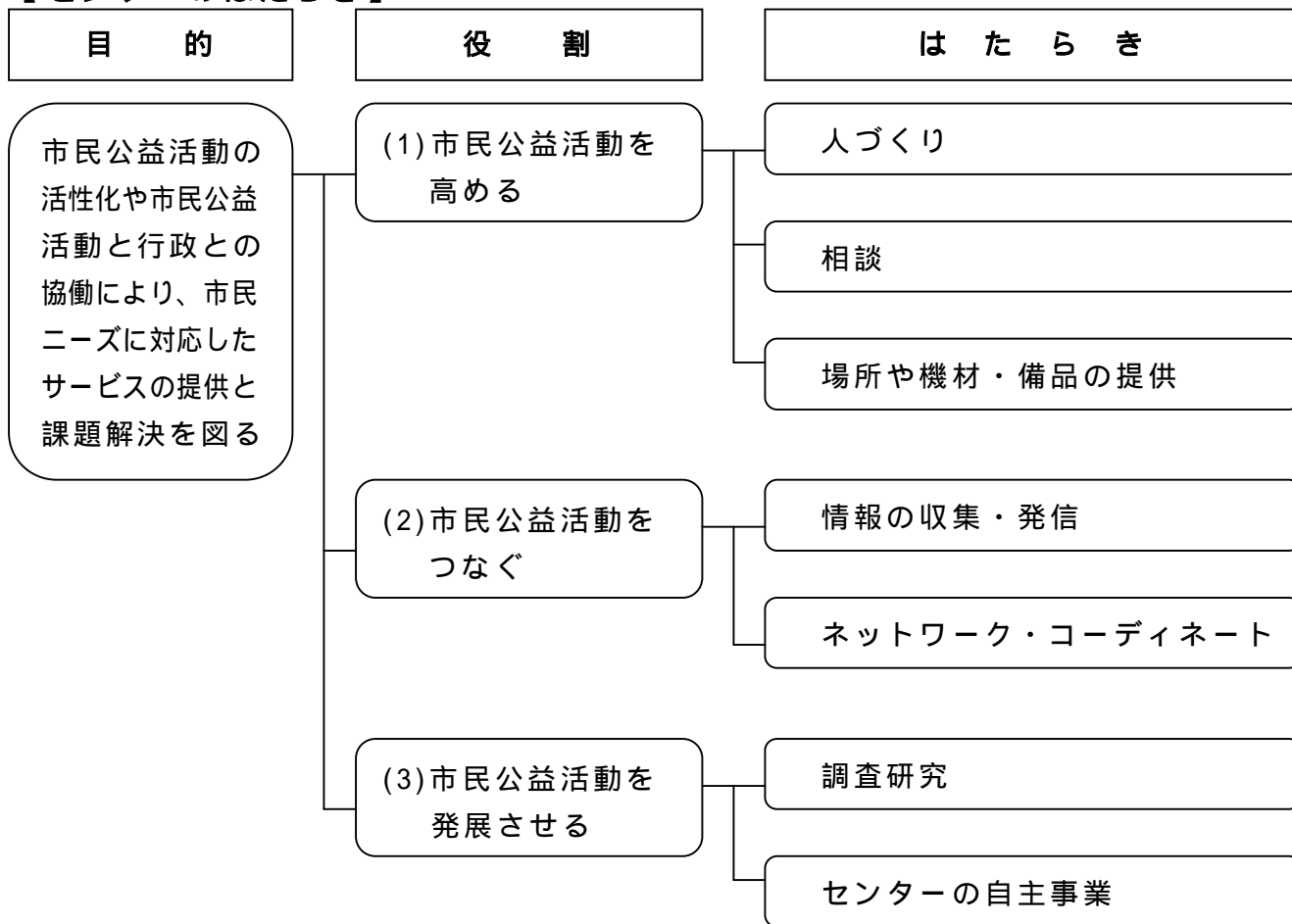
市民力を高めるためには、それぞれの市民公益活動団体が特徴を発揮して、自主自立的な活動を実践することが求められます。センターでは、市民の声に耳を傾け、社会の動きを調査研究して市民および市民公益活動団体に還元するとともに、市民のニーズや社会のニーズをもとにしたセンター独自の自主事業を行うなど、センターが牽引者となって、市民公益活動を更に発展させます。

### 3 はたらき

センターの役割を果たすために、センターでは次の7つのはたらきをもって各事業を展開していきます。

これらの関係は、次の通りです。

#### 【センターのはたらき】



## 人づくり

市民公益活動団体が抱える課題として、人材が不足している、リーダーのなり手が無い、団体内のメンバーの意識に差がある、マンネリ化せず持続可能な活動が難しいなどがあります。一方、市民からはボランティア活動をしたいがどうすればよいかわからない、入り口が少ないなどの声があります。

市民による公益活動の継続や様々な新たな活動が生まれ、裾野が広がり、次代へつなげていくよう担い手づくりに取り組みます。

### 主な事業

- ・市民公益活動の啓発や充実を図る講座や講演会の開催
- ・市民公益活動団体の学習会の実施（運営、リーダー養成など）

## 相談

市民公益活動を行いたい市民や、活動を行っている市民や団体の相談に対して、解決の糸口が見出せ、活動が伸びていくよう、相談や情報提供、市民・市民公益活動団体・事業者・行政間の仲介、アドバイスを行います。

### 主な事業

- ・人材資源を求める市民公益活動団体と、ボランティアや資源などを提供したい市民や事業者などとの仲介、相談
- ・市民公益活動団体の立ち上げ、運営（経営）、NPO法人化に関するアドバイス
- ・市民公益活動を推進するための補助金や助成金、委託事業、融資等に関する相談

## 場所や機材・備品の提供

市民公益活動団体の立ち上げや活動を支えるため、各種のスペースや機材・備品を提供します。なお提供にあたっては、団体の登録制度化や有料化の検討を行い、保守管理や貸出スケジュールの管理を行います。

## 情報の収集・発信

### 情報の収集・発信の基地

センターの機能のうち、最も求められているのは、情報の収集と発信です。市民公益活動の裾野を広げ、センター・市民・市民公益活動団体が相乗効果を生み出し、互いが働きかけ合えるような情報の収集・発信の基地のはたらきをします。

## 情報の提供・発信・交換の仕組みづくり

市民公益活動を行っている方や団体、これから活動を行ってみようと思う市民にとって役立つ情報を提供します。市民公益活動団体が情報を発信しやすいような仕組みや団体間が情報交換できるような仕組みづくりを行います。

## 情報管理の徹底

情報は、すべてのものの基礎となり大変貴重なものです。センターに寄せられた情報は充管理するとともに、取扱いについては、発信源の明記や個人情報の保護に努めることとします。

### 主な事業

- ・市民公益活動団体の活動内容や実施するイベントの紹介、ボランティアの募集
- ・市民公益活動に関する行政（国・大阪府・羽曳野市）の情報の発信
- ・市民公益活動に関する中間支援組織（社会福祉法人大阪ボランティア協会、NPO法人大阪NPOセンターなど）の情報の発信
- ・行政の補助金や民間の助成金、受託できる事業、指定管理者制度などの情報紹介
- ・市民公益活動に利用可能な行政施設等の情報の紹介
- ・センターの広報誌やメールマガジンの定期的な発行
- ・ハンドブック（羽曳野市内で活動している団体の状況などを紹介したもの）の作成
- ・ホームページの運営

## ネットワーク・コーディネート

### 市民と市民公益活動団体間のコミュニケーションの充実

多様化・個別化する市民、市民公益活動団体をネットワークすることは、各自の活動の拡充はもとより、互いの特徴が活かされた、新しい社会価値・新しい社会貢献活動を生み出すことにつながると考えます。市民間、市民公益活動団体間、市民と市民公益活動団体など、人と人とがつながりあえるよう、コミュニケーションや交流の充実に努めます。

### 関係団体（機関）などとのコーディネートの促進

センターが仲立ちとなって、他分野の市民公益活動団体間や市民公益活動団体と事業者、行政、教育機関などとの連携を促します。

### 主な事業

- ・市民公益活動団体間や市民、市民公益活動団体、事業者などが参加できる交流会、懇談会の開催
- ・市民公益活動団体間および市民公益活動団体と行政との定期的な意見交換会の実施

## 調査研究

センターが市民公益活動に関する中間支援としてのはたらきを十分に発揮していけるよう、市民の声や行政・事業者・他の市民公益活動センターの動きなどを調査研究し情報提供を行うことで、センター機能の充実に努めます。

### 主な事業

- ・市民公益活動団体の満足度、活動対象への反応調査、団体の把握、他市での状況との比較・分析・交流・調査などの実施
- ・行政計画に関する市民会議への参画
- ・市民提案型事業の実施に向けた仕組みづくり
- ・まちづくりに関する助成金、指定管理者制度、コミュニティビジネスなどの調査、研究

## センターの自主事業

センターでは支援事業のみならず、運営主体による自立した独自の事業（自主事業）を行います。そうすることで、市民や市民公益活動団体、事業者などとの有機的なネットワークづくりをめざします。

### 主な事業

- ・市民公益活動団体の自立した発展をめざすセンター独自の助成金制度の創設
- ・市民公益活動団体を実施する事業との共催（子育て支援、観光、環境、自然、ゴミ問題、温暖化、防災など）
- ・コミュニティビジネスの実践

## コミュニティビジネス

介護、子育て、まちづくり、環境、リサイクルなど、地域やコミュニティのさまざまな課題や問題、ニーズに対して、サービスの対価を得るビジネス的手法で課題などの解決を図ることで、対価を得ることで継続的にサービスが提供でき、地域内の雇用や生きがい、経済循環を生み出します。



4	<b>利用対象</b>
---	-------------

センターの利用は、市民公益活動団体のみならず、市民、町会や自治会、学校、事業者、行政職員など、広く開かれたものとしします。

また、ホームページを開設し、情報を得たい方なら誰でも利用できるようにします。

なお、設備などの利用については、市民公益活動団体を登録する制度を考える必要があります。

5	<b>施設内容</b>
---	-------------

施設内容として、会議や打ち合せ、活動の準備や作業ができるスペースや利用者が集える多目的なスペース、相談をうけるスペースなどが必要です。

また、利用者が情報収集できるようパソコンによる情報検索コーナーや関連図書を設置したコーナーなども必要です。

設置する機材・備品については、会議や作業ができる机や椅子、事務機器(コピー機・電話・ファクシミリ、インターネットが使えるパソコンなど)が必要です。

各種の機材・備品の充実は望ましいところですが、センターに協力しようと思う市民が備品などを持ち寄って充実していくことも考えられます。

センターは、「公設民営」とします。これは、行政が場所や一定の備品などを設置し、市民の自主的な参画による自立的な運営を行うものです。将来的には、指定管理者制度などによる運営も考えられます。

#### (1)管理運営の考え方

センターの管理運営は、行政から市民公益活動に対して支援を行う行政主導型ではなく、市民による市民のためのセンターであることをめざします。センターは市民や市民公益活動団体への支援活動だけでなく、市民による自主活動と協働することが必要と考えます。このことは、「支援」という文言をはずしたセンターの名称「はびきの市民公益活動センター」で姿勢を示しています。

センターの継続、発展には、しっかりした運営基盤が欠かせません。市民公益活動が満足に行える状況が達成されているか、またその活動が他者にどのような影響を及ぼしているのかなど、センターの利用者や市民公益活動をしている方の意見や提案を受けながら、進化させつつ歩んでいきます。そして、多様な市民公益活動団体のそれぞれの活動を尊重しつつ、横のつながりをもって協力し、知恵と経験に基づいて課題解決にあたっていきます。

また、センターが市民にとって親しみあるものとなるよう愛称も必要です。

#### (2)組織・人材

市民公益活動に精通し、市民公益活動を積極的に進め、センターの働きを活かし目的を遂行しようとする意欲ある市民でつくられる「(仮称)はびきの市民公益活動センター運営委員会」により運営します。なお、日々の業務を継続的に実践するため、人材の継続的確保はもとより、NPO法人格を取得し、自主自立した組織による運営を視野にいれていきます。

また、行政とは対等な協働関係に基づき、互いの機能と特性を活かしながら連携・調整を行い運営していきます。

#### (3)資金

運営資金については、行政からの資金(補助金・委託料など)だけでなく、将来的にはセンター独自に収益を生み出す自主事業の実施やセンターへの会費、事業者からの協賛金など、資金の確保に努めていきます。

設置場所は、市民が気軽に立ち寄れるなど利活用しやすく、安全で信頼感が得られる場所が望まれます。

具体的な候補場所では、既存公共施設内の利用として、森の郵便局・レディースセンター・L I C はびきのなどが考えられます。一方、行政との協働のしやすさからでは、市役所内または隣接した場所が望まれます。

#### 場所の選定のポイント

##### 交通の利便性

公共施設循環バスの利用ができ、高齢者や障害者などの交通弱者が訪れやすい場所で安心・安全な環境を有していること。

##### 建物の使いやすさ

センターのはたらきを確保するための広さを有し、建物自体が使いやすいこと。

##### 駐車場の有無等

利用や物品の搬出入等に、車を使用する方がかなりの数あると予想されることから駐車場の利便性があること。

##### 経済性

予想される家賃や光熱水費など、センターの運営にかかる経費がある程度安価であること。

加えて、拠点施設が一定機能した後は、小学校区などに区域を区分して地域のセンターを設置し、拠点施設と有機的に連携しながら、地域での市民公益活動がつながり合い発展していけることをめざします。

本協議会において、以下の今後の課題については一定の検討をしましたが、本報告書の作成時点では具体化には至っておりません。

今後、センター設置の具体化に向けて、市民による「(仮称)はびきの市民公益活動センター設立準備委員会」を設置し、引き続き活動することが必要です。

**【今後の検討課題】**

運営組織

運営にかかる運営主体と行政との役割の明確化

具体的な事業内容とスケジュール(初年度・中期・長期)

開設場所の選定

必要経費の算定(収入・支出)

その他

# 参 考 资 料



羽曳野市市民公益活動促進協議会 委員名簿 (区分毎に五十音順・敬称略)

氏 名	区 分
渥 美 公 秀	学識経験を有する方
植 田 達 也	各種団体から推薦された方
内 本 令 子	
木 村 真知子	
熊 谷 禮 義	
小 池 智 与	
立 石 修 一	
谷 水 みさ子	
中 島 康 貴	
西 田 政 弘	
藤 本 輝 久	
田 仲 猪佐美	
田 中 真 季	
福 嶋 三知子	
福 田 裕	
村 上 周 郎	
吉 村 邦 夫	

## 羽曳野市市民公益活動促進協議会 検討経過

回数	開催日時・場所	検討内容
第1回	平成19年6月25日(月) 午後1時～3時 羽曳野市役所別館2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長挨拶</li> <li>・委員紹介及び事務局紹介</li> <li>・設置要綱の確認</li> <li>・会長挨拶</li> <li>・支援センターについて</li> <li>・委嘱状交付</li> <li>・会長、副会長の選出</li> <li>・会議の運営について</li> </ul>
第2回	平成19年7月7日(土) 午後2時～4時 羽曳野市役所別館3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターに関する意見交換 (各委員から提出されたレポートをもとに)</li> </ul>
第3回	平成19年8月2日(木) 午前9時20分～午後5時30分 八尾市市民活動支援ネットワークセンター 池田市立公益活動促進センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八尾市市民活動支援ネットワークセンターおよび池田市立公益活動促進センターの視察</li> </ul>
第4回	平成19年8月18日(土) 午前10時～12時20分 羽曳野市役所別館3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの視察研修について</li> <li>・センターに関する意見交換(自分たちが利用したいセンターとは、センターのイメージづくり～センター視察をもとに)</li> <li>・分科会の設置について</li> </ul>
第5回	平成19年9月8日(土) 午前10時～12時10分 羽曳野市役所別館2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料等の説明</li> <li>・センターに関する意見交換(センターの問題や課題を踏まえて、自分たちが利用したいセンターとは～センターの目的・利用対象・機能・事業内容など～)</li> <li>・グループ討議と発表</li> </ul>
第6回	平成19年10月6日(土) 午前10時～12時10分 羽曳野市役所別館3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回分科会の報告</li> <li>・センターに関する意見交換(はびきの市民活動センター(仮称)設立提案書の説明、センター設立に向けた課題)</li> </ul>
第7回	平成19年10月20日(土) 午前10時～12時10分 羽曳野市役所別館3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回分科会の報告</li> <li>・報告書(案)について</li> </ul>
第8回	平成19年11月18日(日) 午後3時～4時50分 羽曳野市役所A棟東・中会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回、第5回分科会の報告</li> <li>・報告書(案)について</li> </ul>



## 【分科会】

- 第1回：9月1日（土）午後6時～8時（羽曳野市役所別館3階会議室）
- 第2回：9月22日（土）午後1時30分～4時35分（羽曳野市役所A棟西会議室）
- 第3回：10月13日（土）午後1時30分～4時（羽曳野市役所別館3階会議室）
- 第4回：10月27日（土）午後1時30分～4時（羽曳野市役所別館3階会議室）
- 第5回：11月11日（日）午後1時30分～3時30分（羽曳野市役所別館3階会議室）

# 羽曳野市市民公益活動促進協議会設置要綱

平成19年5月17日 制定

(設置)

第1条 本市において、市民公益活動の活性化や市民と行政との協働によるまちづくりを行うための支援および協働事業の検討を目的に、「羽曳野市市民公益活動促進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次の事項について検討する。

- (1) (仮称)市民公益活動支援センターの設置、管理運営について
- (2) 市民公益活動への支援策のあり方について
- (3) 市民公益活動と行政との協働事業について
- (4) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告が終了する時までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議における議論の参考に供するため必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明や意見を述べさせることができる。

(公開等)

第7条 会議は公開で行うものとする。ただし、委員の決定により非公開とすることができる。

( 庶務 )

第 8 条 協議会の庶務は、市民人権部市民協働ふれあい課において行う。

( 補則 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮った上で定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 17 日から施行する。